

# 八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。

## No. 23



### 意匠による知財保護——お望みのポイントだけを権利化する「部分意匠」

#### 1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

自前で意匠の手続をしてみたいというFさんに、引き続き、意匠制度のお話をしています。

「意匠というのは、物品の外観、物品におけるデザインを権利化しようというもので、権利化するための作戦にはいろいろあります。今回は、『類似』する意匠をグループでもって保護するという『関連意匠』をご紹介しましたね。今回は、『部分意匠』というものをお話しましょう」

「お願いします。でも、『部分』ってなんだか、デザインの中の一部だけしか、部分的にしか権利にならないって感じがしますけれど、どうなんでしょう？」

「逆ですよ。これは確かに、物品の一部だけを取り上げて、その部分と、それに類似する範囲を権利として保護する制度なんですけど、むしろ物品の全体で意匠権を取るよりも強い権利、広い権利が得られるんですよ」

「うーうーむ、これはわからない。部分は全体より狭いのに、権利としては広い、とおっしゃるんですか？」

「はい。一般に、知的財産権（に限らないかもしれませんが）というのは、特許でも商標でも、意匠でも、**記載されている内容が少ないものほど、権利としては広い、強い**といえます。たとえば特許では、発明を表現する文章（特許請求の範囲）の各請求項の記載内容が、少なければ少ないほど、おそらくは広い、といえるでしょうね」

「これは、難しい。先生、特許の話は今はいいですから、意匠について、その『部分意匠』について、とにかく教えて下さいよ」

「そうですね、話を戻しましょう。『部分意匠』はつまり、その対象品の中で、**ここが権利化したい特徴的なポイントのみを権利化し、そういうポイントを持っている対象品は、類似する場合も含めて全部わたしの権利範囲だ、とするものなんです**

「ああ、そういうことですか、わかりました。最大公約数の権利みたいな感じですね」

—— 部分意匠の意義を、Fさんにおわかりいただけただけです。

#### 2. 権利化したい特徴的なポイントのみを権利化する—— 部分意匠

前号(No.22)でも掲載した食品包装箱の意匠を、ふたたび採り上げましょう。

この包装箱の外観の中で、ここが特徴的な部分だ、というポイントは、どこでしょう？

箱全体の形状もちろん、「外観」と言えます。

基調をなすサーモンピンクの色彩も、外観です。

基調のサーモンピンクの一部に、白や明るい褐色などをもって、ある特定の形状と模様が表わされていて、全体が構成されていること、これもまた外観です。

細かくみると、その「ある特定の形状と模様」の全体の中での配置関係、これも外観といえます。

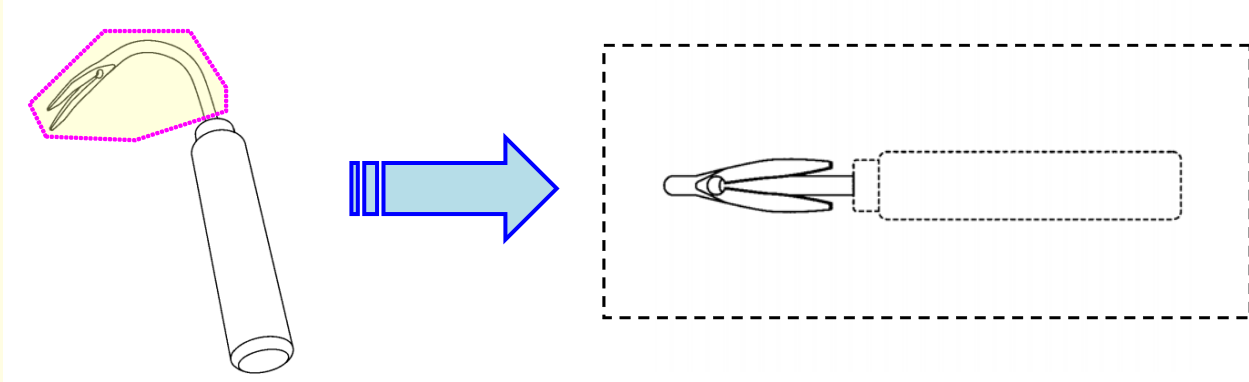
また、右図には表わされていませんが、箱の裏面や側面にも、それなりの外観があるでしょうし、少々イレギュラーですが、箱を開いたときに現れる形態（形状、模様、色彩）も、「箱を開いたとき」という条件付きで、外観となるでしょう。

・・・という具合に、**「外観」の切り取り方にはさまざまあるわけですが、この箱を手にする消費者や取引業者の目で見れば、あるいはこのようなデザインを創作する人の立場で見れば、特徴的な部分はどこでしょう？**

どう考えても、箱の上面の左側にあしらわれた「白や明るい褐色などの色彩を用いた模様・形状でもって形成された『部分』」です。したがって、この『部分』およびそれに類似するデザインを権利化して保護するために、部分意匠での意匠登録出願をする、ということになります。



部分意匠としての出願手続では、右図のように、「部分意匠」として登録を受けた要素の領域と、それ以外の、背景的な領域とを区別する表示をします。この食品包装箱の場合は、後者の領域に赤紫色を重ねることによって区別をし、登録を受けたい「部分」を明らかにしていますが、むしろ下図に示した除草具の意匠のように、背景的な領域を点線や破線で示し、「部分」を実線で示す、という方法が一般的でしょう。



### 3. 願書に記載すること

部分意匠の意匠登録出願において、その願書に記載する事項のうち特に重要なものは、次のとおりです。

- (1) 【意匠に係る物品】として、  
「食品包装箱」や「除草具」と記載します。「食品包装箱の部分」とは書きません。
- (2) 【部分意匠】 という記載を、必ず入れます。
- (3) 【意匠の説明】として、  
たとえば、「正面図に現われた部分であって、赤紫色を重ねた部分以外の部分が、部分意匠として登録を受けようとする部分である。」、「正六面図各図の実線で示した部分が、部分意匠として登録を受けようとする部分である。」というように記載します。

### 4. 部分意匠の権利の効力と、権利範囲の判断

首尾よく登録が認められて部分意匠の意匠権が発生した場合、その権利の効力は、登録された部分意匠やその類似意匠を備えた当該物品を、製造・販売・宣伝・輸出入することなどに及びます。つまり、上述の食品包装箱の意匠の場合は、意匠権者は、登録された部分意匠やその類似意匠を備えた食品包装箱を、製造・販売・宣伝・輸出入することを独占でき、他者がそれらを行うことを排除できる、というわけです。

箱は、全く違う形状の箱であっても、あるいはまたその箱上に別の特徴的なデザインがあしらわれていても、それらとは無関係に、とにかく登録されたものと同一または類似する「部分」が含まれている食品包装箱である限り、わたしの権利範囲です、と主張できるのです。これが、部分意匠を強く勧めるゆえんです。

なお、部分意匠の権利範囲も通常の意匠と同様、図面や写真に表された意匠と、願書における【意匠に係る物品の説明】などに記載された説明に基づいて判断されます。このような説明の記載は、意匠手続では常に必要だというわけではありませんが、書いておくといいいことあるかも・・・。また次号で。

(本稿作成 2013年11月 © 富沢知成)

#### ● 無料相談受付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。

申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音・録画はお断りしております。

#### ● 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

#### ● 問合せ先 八戸インテリジェントスラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号